

第4次

伊賀市男女共同参画基本計画

多様な主体が活躍できる

伊賀市の男女共同参画社会の実現をめざして

概要版



2021(令和3)~2025(令和7)年度
伊賀市



多様な主体が活躍できる

性別をはじめ、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などの多様性を認め合い、誰もが希望をもって、参画・活躍できる社会の実現に向けて、市、市民、事業者がそれぞれの責務を自覚し、協働して取り組みを進めます。

地域では

- 性別や年代等にかかわらず、幅広い層の人々が社会活動・地域活動へ参画していくことで、地域コミュニティの活性化につながります。
- 避難所の運営等、防災への取り組みに男女共同参画の視点を取り入れることで、災害に強い地域になります。
- 一人ひとりが主体的にあらゆる場面に参画し、「自分らしく」生きることができます。

家庭では

- 誰もが仕事と家庭生活とのバランスがとれ、心豊かでゆとりある生活が送れるようになります。
- 生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境が整っています。
- 家事や子育て、介護を男女共に家族が協力して行っています。

男女共同参画社会とは

【計画の基本となる考え方】

1. 男女の人権尊重
2. 社会における制度等の見直し
3. 方針の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と仕事等の両立

保育所(園)・幼稚園・学校では

- 保育や教育を通して、男女の平等意識や共同参画意識が高まります。
- 性別にこだわることなく、生き方や進路について自ら選択することができます。
- 性別や性的指向・性自認、生まれた家庭環境、社会的な立場等にかかわらず、すべての子どもたちが尊重されます。

職場では

- 働く人が個々の能力と意欲を発揮し、それが適正に評価される職場環境になっています。
- LGBT 当事者等が自分らしく生活でき、人権が尊重される職場が増えています。
- セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等によるハラスメント及びパワーハラスメント等、あらゆるハラスメントのない職場環境が実現しています。

第4次伊賀市男女共同参画基本計画

重点項目

重点1

社会活動・地域活動における男女共同参画の推進

社会にある性別による固定的な役割分担意識の払拭を幼少期から行い、女性のエンパワーメント、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活動の方針決定の場に女性が参画できる仕組みづくりを推進する事業を展開していきます。

重点2

ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進

仕事と家庭を両立できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進していきます。また女性がライフステージの変化にとられず職業を持ち続けられるような支援が必要です。

重点3

ダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みの推進

ひとり親や高齢者、障がい者、外国人等、社会から孤立し様々な困難に直面する人々が地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな取り組みをしていきます。また、多様な性的指向・性自認への理解促進を進めます。

推進のための指標

基本目標	指標項目	現況(R1)	目標(R7)
男女共同参画の推進 あらゆる分野における	審議会等への女性登用率	23.4%	40%
	市職員における女性管理職の割合 (うち一般行政職員における女性の管理職の割合)	34.1% (29.5%)	38% (34%)
	企業人権啓発訪問数	181	260
	商工会議所、商工会加入企業のうち女性の経営者の割合	12.2%	13%
	伊賀市農業経営基盤強化促進協議会委員に占める女性委員の割合	10.0%	30%
	住民自治協議会運営委員の女性の参画率	14.7%	30%
	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議加入数(団体・個人)	56	70
	女性防災リーダー養成研修修了生人数	-	45人 (R2~4 3年間)
共同参画に関する意識の普及と教育推進	「男は仕事」「女は家庭・育児・介護」と思わない市民意識の割合	54.8%	65%
	職場体験を通じて自分の生き方や進路を深く見つめ直すことができた生徒の割合	89%	95%
	性の多様性についての啓発が必要と考える市民の割合	11.6%	30%
ワーク・ライフ・バランス(WLB)の実現	市内の小学校のうち放課後児童クラブでの受け入れ可能小学校の割合	76%	100%
	市男性職員の育児休業取得者率	10%	30%
	事業所における育児・介護制度の導入の割合	65%	70%
	事業所における時間外労働の短縮の割合	61%	65%

基本目標 I

あらゆる分野における男女共同参画の推進

生活にかかわる物事の方針を決める場面で、性別や年代にかかわらず、様々な立場の人が意見を述べられることが必要です。政策・方針決定過程への女性登用・参画を促進するとともに、地域社会においても性別に関係なく、誰もが参画できるまちづくりを進めます。

1. 企業や各種団体等の方針決定の場への女性の参画拡大
2. 市における女性登用の推進
3. ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

〔基本施策1〕
政策・方針決定過程
への女性の参画拡大



4. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
5. 農林業・自営業等における男女共同参画の促進
6. 女性の再チャレンジ支援

〔基本施策2〕
雇用における
男女共同参画の推進



7. 社会・地域活動における男女共同参画の推進のための市民力の醸成
8. 防災における男女共同参画の促進
9. 女性のエンパワメント
10. 男女共同参画を進める指導者の育成

〔基本施策3〕
地域社会での
男女共同参画の促進



下線付きは女性活躍推進計画に位置づける項目

市民の役割

- ◆ 様々な地域活動等に性別・年代を問わず、積極的に参加するよう努めます。
- ◆ 地域活動等のなかで男女がともに活動方針などを決定する場に平常時から参画するよう努めます。
- ◆ 学習機会を活用して、エンパワメントを高めるよう努めます。

事業者等の役割

- ◆ 事業者は、法律の趣旨を尊重し、男女の雇用機会均等と労働環境の整備、労働者が性別にかかわらず、能力と意欲を発揮できる職場環境づくりを進めます。
- ◆ 事業者は、女性の能力活用、管理職への登用を積極的に進めます。
- ◆ 各種団体等は、女性を積極的に役職者に登用するよう努めます。
- ◆ 関係組織・団体等は、政策方針の場への女性の登用に努めます。

基本目標Ⅱ

共同参画に関する意識の普及と教育推進

乳幼児期からの日常生活の中で性別による固定的な役割分担意識をなくし、ハラスメントや暴力を早期に発見することや、被害者が孤立することのない環境整備が必要です。性別や年齢、生まれた家庭環境や社会的な立場などにかかわらず、誰もが一人の人間として尊重される社会をめざします。

11. 男女共同参画の意義・目的の周知徹底
12. 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し
13. 男女共同参画の視点での情報発信・活用力の育成
14. 様々な困難をかかえる人々への対応

〔基本施策4〕

男女共同参画を実現するための意識づくり



15. 子どものころからの男女平等の保育・教育の推進
16. 学校生活を通じた男女共同参画の浸透
17. 男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進
18. 男女共同参画の視点に立った学習活動の支援

〔基本施策5〕

保育・学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進



19. 暴力を許さない社会への意識啓発
20. DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する相談の充実と支援
21. セクシュアルハラスメント等防止への取り組み

〔基本施策6〕

あらゆる暴力の根絶



22. 出産や性に関する健康と人権の尊重
23. 性の多様性に対する理解を進める啓発、情報提供の推進
24. 男女の性差に応じた医療・相談の充実
25. こころの健康支援
26. 思春期・更年期の健康支援、母子保健の充実

〔基本施策7〕

生涯を通じた心身の健康づくり



下線付きは女性活躍推進計画に位置づける項目

市民の役割

- ◆ 講座等の機会を積極的に活用し、多様な性的指向・性自認への正しい認識、身近な慣習やしきたりについて男女平等の観点で見直し、立場の違いや相手のかかえる困難を理解し互いに尊重する地域社会をつくります。
- ◆ 配偶者などに対する暴力は重大な人権侵害、犯罪であることを認識し、暴力を容認しない姿勢を持つよう努めます。

事業者等の役割

- ◆ 職場のあらゆるハラスメントの防止対策を図り、男女が平等な職場環境づくりを行うとともに、多様な性的指向・性自認について教育・啓発を進めます。

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス(WLB)の実現

仕事と家庭生活、また地域活動などがバランスよく行われる生活は、心に豊かさをもたらします。誰もが心豊かでゆとりある生活を送れるよう、仕事と家庭生活等の両立を可能とする支援を行います。

- 27. 行政・企業における両立支援の推進
- 28. 家庭生活における両立支援の推進
- 29. 子育て・介護支援の充実

〔基本施策8〕

調和のとれた

仕事・家庭・地域生活の推進



- 30. 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

〔基本施策9〕

家庭生活における

男女共同参画の推進



下線付きは女性活躍推進計画に位置づける項目

市民の役割

- ◆ 働く男女の仕事と育児・介護の両立への理解を深め、仕事と家庭生活とのバランスがとれた生活を送ります。
- ◆ 性別にかかわらず、子どもの人権を尊重した子育てや家庭教育に努めます。
- ◆ 家庭における男女共同参画の必要性について理解を深め、育児や介護を男女ともに積極的に担います。

事業者等の役割

- ◆ 従業員の仕事と育児等の両立支援策の実施、育児・介護休業の取得を促進します。
- ◆ 一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供するために研修等に参加します。

男女共同参画都市宣言

私たちは
性別にとらわれず 互いを人として尊び
それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし
社会のあらゆる分野で
共に参画し 責任を分かち合い
のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし
豊かな自然と培われた文化を次代につなげ
平等と平和が根づくまちをめざして
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成17年9月26日

伊賀市



本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」
の考え方を盛り込み取り組みを進めます。

「SDGs」とは、国際社会全体が取り組む
目標です。17のゴール(目標)とそれをさら
に具体化した数値目標を含む169のター
ゲットが採択され、「地球上の誰一人として
取り残さない」ことを誓い、2030年までに
達成することをめざしているものです。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



第4次伊賀市男女共同参画基本計画概要版

2021(令和3)年3月

伊賀市人権生活環境部 人権政策課 男女共同参画センター
〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地
TEL 0595-22-9632
FAX 0595-22-9666
HP <https://www.city.iga.lg.jp/>